

利益相反管理方針の概要

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、ナティクシス東京支店（以下「当社」といいます。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当社は、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）上の貸金業を行う貸金業者ですが、これらの法令に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を策定いたしました。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型・特定等のプロセス

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は当社の「親金融機関等」（下記 3 に定義します。）、「子金融機関等」（下記 3 に定義します。）（以下、当社の「親金融機関等」と当社の「子金融機関等」を総じて「当社関係者」といいます。）が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意下さい。

- 助言やアドバイスを通じて、顧客が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合（忠実義務型）。
- 顧客の犠牲により、当社又は当社関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）。
- 顧客以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合（忠実義務型）。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合（自己代理型）。

- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合（競合取引型）。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合（情報利用型）。
- 当社又は当社関係者が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の取引と同様の条件の取引が期待できない場合（取引の内部化型）。

なお、当社は、金融商品取引法その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、本方針にしたがって「特定」をいたしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢に従い行います。

また、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。

(3) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。

- ・競合関係又は対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達やM&Aに係る助言等を提供する場合。
- ・顧客に対し資金調達やM&Aに係る助言等を提供する一方で、当該顧客に対するプリンシパル投資、当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合。
- ・証券会社等がM&Aにおいて買手候補に対してアドバイザー業務を行いつつ、自己又はその親子金融機関等が競合する別の買手候補に対して融資を行い、又は売手側（対象会社およびその親会社・スポンサーを含む。以下同じ。）に対して既に融資残高がある場合。
- ・証券会社等がM&Aにおいて売手側に対してアドバイザー業務を行いつつ、単独又は複数の買手候補に対して自己又はその親子金融機関等が融資を行う場合。
- ・M&Aにおいて買手候補及び売手側の双方に対して証券会社等又はその親子金融機関等がアドバイザー業務を行う場合。
- ・事業会社が有価証券（普通社債、劣後債、新株予約権、新株予約権付社債を含む。）の発行により資本市場での資金調達を行う際、証券会社等がその主幹事を務めつつ、自己又はその親子金融機関等が当該事業会社に対して融資を行っている場合。
- ・証券会社等又はその親子金融機関等が引受けや顧客の有価証券発行に関する助言等を行いつつ、証券会社等又はその親子金融機関等が他の顧客に当該有価証券の取引の推奨を行う場合。
- ・資金調達に係る助言の提供先又は与信先等である顧客に関する投資リサーチを提供する場合。
- ・有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。
- ・顧客から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合。

- ・自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合。
- ・証券会社等又はその親子金融機関等が発行又は組成する有価証券を、当該証券会社等が顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客の資産に組入れる場合。更に、これらについて自己がバック・ファイナンスを行っている場合。
- ・広範なサービスを提供する金融機関において、取引の内部化が行われる場合（当社がグループ内の証券会社等に注文を出す場合等）。
- ・当社又は当社関係者の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合。
- ・証券会社等又はその親子金融機関等が顧客に対して資本市場での資金調達に係る引受けや助言等、M&Aに係るアドバイザリー業務の提供、又は融資を行いながら、当該証券会社等が当該顧客に関するリサーチレポートを他の顧客に対して提供する場合。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、「対象取引」は、当社又は当社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引です。

「親金融機関等」とは、当社の①親会社等、②親会社等の子会社等、③親会社等の関連会社等、並びに④特定個人株主に係る子会社等・関連会社等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社（外国保険会社等も含む。）、(f)無尽会社、(g)証券金融会社等、(h)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

「子金融機関等」とは、当社の①子会社等及び②関連会社等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社（外国保険会社等も含む。）、(f)無尽会社、(g)証券金融会社等、(h)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることによりお客様の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。）。

- 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、お客様が利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法（ただし、当社又は当社関係者が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

5. 利益相反管理体制

当社のコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、コンプライアンス部長をその長とします。

利益相反管理統括部署は営業部門からの独立性を保証され、具体的な案件の処理について営業部門から指揮命令を受けることはありません。

利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

利益相反管理統括部署は、定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。

ナティクシス東京支店